

出資配当を実施します

ここ数年、組合員の皆さまのご協力や効率的な組合運営により、毎年度に一定額以上の剰余金を計上しています。

そこで、組合では組合員サービス向上のため、平成13年の組合発足以来初となる出資配当を行うことになりました。

配当の経緯

本年6月23日に開催した総代会では、組合員の出資口数に応じ7%の出資配当を行うこと、及び出資配当金は出資金に振り替え、組合の経営基盤の強化のための増資を行うことについて承認をいただきました。

出資配当金の計算（例）

出資口数（1口100円）が30口の組合員の場合

種 別	金 額	計 算 式
①出資金	3,000円	30口×100円
②出資配当金	210円	①×7%
③源泉徴収税額	42円	②×20.42%
④差引出資配当金	168円	②-③
⑤出資金へ増資額	100円	1口100円の倍数の金額
⑥出資預り金	68円	④-⑤
⑦増資後出資金残高	3,100円	①+⑥ 出資口数31口

今後の手続き

- ・組合員ごとの出資金・出資配当金の状況は、後日書面で報告いたします。
- ・出資配当金は増資のために出資金に振り替えることを原則としますが、総代会終了日（6月23日）から6か月以内（12月22日まで）に、払い戻し請求があったときは、その全部または一部を払い戻すことができます。
- ・出資預り金で出資金1口に満たない金額については、引き続き出資預り金として組合が管理します。



そのため、「今から木を倒すぞ」と言葉による情報と比べ工具性に欠けるという欠点があります。また、各自のヘルメットに取りついた呼子（笛）で行つてきました。そこで組合では、危険周知のための情報伝達を確実に行い、現場内の職員の情報共有を進め全職員に無線機を配備しました。

林業は他の産業と比べ労働災害の発生率が高く、本組合では事故を未然に防止するため、安日事故のミーティングをはじめ、安全管理教育、装備の充実などさまざまな対策を実施しています。職員が山中でチェンソーや刈払機、大きな林業機械を使って作業を行う際、それらの機械の発する音で、音声による周囲からの情報は遮断されてしまい

全職員に配備

**安全確保のため
無線機を**